

提案審査基準

1. 評価の方法

内容点（企画提案書、機能帳票要件一覧、企画提案審査会のプレゼンテーションを評価）、実績点（規模・地域実績調書をもとに算出）、デモンストレーションによる機能審査（担当職員向け審査会を評価）、価格点（見積書をもとに算出）の合計点を評価点数とする。

なお、「機能帳票要件一覧」において、本市が必須と考える項目を必須項目として設定している。その項目が一部でも実現できないと判断される場合もしくは記載のない場合には、失格とする。

本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、内容点が満点の60%未満の場合には不採用とする。

2. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、評価点数の上位1者を優先交渉権者とし、2位の者を次点とする。

1位と2位の決定について、評価点数の同じ者が2人以上あるときは、価格が低い者とする、価格も同じである場合は、審査委員長が優先交渉権者を選定する。

3. 価格点

価格点は、見積書により次のとおり算出する、

価格点＝価格点（満点）×（1－見積価格／参考予算上限額）…算出式

参考予算上限額を超える見積価格提出者は失格とする。

なお、本調達契約の範囲は図書館システム更新の5年間の費用に限定されるが、価格評価の対象範囲には次回更新時のデータ抽出費用を含むものとする。